

行田市告示第 2 7 7 号

行田市自転車用ヘルメット購入費補助事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 6 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市自転車用ヘルメット購入費補助事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の交通安全意識の高揚及び事故被害の軽減を図るため自転車用ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内において自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象ヘルメット)

第 2 条 補助金の交付の対象となる自転車用ヘルメットは、次の各号のいずれかの認証を受けた新品の自転車乗車用ヘルメット（以下「補助対象ヘルメット」という。）とする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した J C F マーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した C E マーク (E N 1 0 7 8)
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した G S マーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した C P S C マーク
- (6) 国際標準化・規格設定機関が安全基準に適合することを認証した A S T M マーク
- (7) 米非営利組織スネル記念財団が安全基準に適合することを認証した S N E L L マーク
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（次項において「補助対象者」という。）は、

補助金の交付申請時において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、1個当たり税込3,000円以上の補助対象ヘルメットを購入した者とする。ただし、ポイント等を使用して購入した場合は、その額を減じた額で3,000円以上の補助対象ヘルメットを購入した場合に限る。

2 補助対象ヘルメットの利用者（以下「補助対象ヘルメット利用者」という。）が未成年の者の場合は、その保護者等を補助対象者とする。

3 前2項の規定による購入は、現金、商品券、電子マネー等によるものとする。ただし、フリーマーケットサイト、オークションサイト等で購入したものを除く。
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象ヘルメット1個当たり2,000円を交付するものとする。

2 前項の補助金は、行田商店共通商品券（以下「商品券」という）により交付する。

3 補助金の交付は、補助対象ヘルメット利用者1人につき、補助対象ヘルメット1個かつ1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 補助対象ヘルメットを購入したことが分かる書類（日付、品名、購入金額、購入店等の記載があるもの）

(2) 補助対象ヘルメットであることを証する写真等。窓口申請の場合は、購入した補助対象ヘルメットの提示をもってこれに代えることができる。

(3) 申請者の公的身分証明書の写し。窓口申請の場合は、原本の提示

2 申請者は、窓口、郵送又は電子申請により申請することができる。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは行田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付

決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときは行田市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

3 補助金の交付において、簡易書留郵便により交付したものは、到達の記録をもって受領したものとみなす。

（補助金の返還等）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に購入した自転車用ヘルメットについて適用する。

（失効）

2 この告示は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した補助金に係る第7条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。